

進む地方自治体の再編！

明治の大合併	1888年	
7万1314	1万5820	(市制町村制)
昭和の大合併	1952年	
9869	3957	(地方自治法の改正)
平成の大合併(合併特例法2006.3.31終了)		
基礎自治体数	3957	1820 に集約 !

自治体間競争に勝てる
我孫子を創る！

旧合併特例法に基づく『平成の大合併が』期限の2006年3月31日までに進行し、1999年3月31日に3232あった基礎自治体の数は4月1日時点で1820に集約された。地方分権の流れが加速する中で、垂直的財政調整に加え、水平的財政調整をどの様にしていくべきか？という問題に対し、多すぎる自治体を集約し、更に都道府県間の広域連合調整や道州制導入をもくろむ政府(中央官僚)と人口減少に悩み、財政再建にもがき苦しみ単独での生き残りが難しくなっている市町村との利害関係が一致した大合併の進展と言えるだろう。更に現在「骨太の方針」に基づく三位一体改革で「分権」が論じられているが、2005年度までの三位一体改革では本来の地方のニーズを汲み取る形での分権推進を実現せず、地方の声はあくまで中央が聞き置くだけの財政再建が優先される中途半端な分権改革が進んでいる。2000年の分権一括法によって国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」になったはずの理念が吹き飛んでいる。いずれにせよ、中央・地方間で、権限・税源の綱引きが繰り広げられる中で、地方自治体は自らの歩むべき道をはっきりと示し、市民にとって有効且つ最適な政策や施策を展開していく中で地方自治体間競争に打ち勝っていかなければならない。そして自治体はその地域経営を『市民が主体となって担い、地域のことは地域で考え、地域で決める』という原則を再確認していく必要がある。

…第2回に続く…